

指定居宅介護支援 重要事項説明書



当事業者は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを
次の通り説明いたします。

※ 目 次 ※

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 事業者の特徴
4. サービス内容の説明
5. 利用者負担金
6. 契約の終了
7. 守秘義務
8. 事故発生時の対応方法
9. サービス内容に関する相談・苦情

てらおか居宅介護支援事業所

1. 事業者

- (1) 事業所名 てらおか居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 広島県福山市新市町新市 56 番地 1
- (3) 電話番号 0 8 4 7 - 5 2 - 5 5 7 5

2. 事業所の概要

- (1) 居宅介護支援事業所の指定事業所番号及び通常の事業の実施地域等

事業所名	てらおか居宅介護支援事業所
所在地	広島県福山市新市町新市 56 番地 1
電話番号	0 8 4 7 - 5 2 - 5 5 7 5
管理者	中塚 真奈美
介護保険指定事業所番号	3 4 7 4 5 0 0 0 3 4
通常の事業の実施地域	福山市（新市町・芦田町・駅家町、御幸町、神辺町、加茂町） 府中市（上下町を除く）

- (2) 事業所の職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	管理者兼務 1 名 常勤 5 名 非常勤 1 名	居宅介護支援業務を行います。 内 3 名 主任介護支援専門員

- (3) 営業日及び営業時間

営業日 (休業日)	月曜日～土曜日 (日曜日・祝日、8月15日16日、12月31日～1月3日は休業)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 但し、営業時間外についてもサービス提供については、相談の上対応します。 又営業時間外は担当者の 24 時間常時連絡体制を確保し、利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

3. 事業所の特徴

1. 運営の基本方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- (2) 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うこととともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

2. 公正中立に関する説明

- (1) 居宅サービス計画作成にあたって、利用者は、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。

利用者及び家族は、介護支援専門員より複数の指定居宅サービスのサービス内容、利用料の情報を受けサービスの選択を行うことが可能です。

利用者は介護支援専門員へ居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

- (2) 居宅介護支援の提供の開始にあたり、前6ヶ月間に当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごとの回数のうち同一サービス事業所により提供されたケアプラン数が占める割合等を利用者に説明し理解を得ます。

3. 医療機関との連携について

- (1) 医療機関へ受診、入院の際には、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先を伝えて頂きますようお願いいたします。

利用者の居宅での日常生活上の能力や指定サービスの情報を医療機関と共有することで、利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅サービスへの移行の支援につながります。

担当の介護支援専門員の連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳と合わせて保管をお願いいたします。

4. サービス内容説明

1. 提供するサービス

- ① 居宅サービス計画の作成
 - ・本人、家族と面接し内容・利用料・保険の適用等を説明し了解を得ます。
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③医療機関との情報連携
- ④サービス実施状況の把握、評価
- ⑤利用者状況の把握(二か月に一回以上利用者宅訪問)
- ⑥給付管理票の作成・提出
- ⑦要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑧相談業務

サービスの提供にあたって

- ①居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。又要介護認定の更新申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には、なされるよう必要な援助を行うものとします。

5. 利用者負担金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったん支払ってください。

（１）基本利用料金（居宅介護支援費）

取扱件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 人未満の場合	10,860 円／月	14,110 円／月

（２）利用料加算額

加 算	加 算 額	算 定 要 件
初回加算	3,000 円/月	新規・要支援者が要介護認定を受けた場合・要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 I	2,500 円/月	入院に当たって病院等に入院した日に必要な情報提供をした場合 入院に当たって病院等に入院した日の翌々日までに必要な情報提供をした場合
入院時情報連携加算 II	2,000 円/月	
退院・退所加算	4,500 円/回 7,500 円/回	入院（入所）者が退院（所）に当りカンファレンス以外の方法で情報提供を受けた場合 情報提供をカンファレンスにより受けた場合
緊急時等 居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	病院の求めにより、職員と共に居宅を訪問しカンファレンスを行った場合
通院時情報連携加算	500 円/月	病院・診療所において医師の診察を受けるときケアマネジャーが同席し、医師等から必要な情報の提供を受けた場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	ターミナルケアマネジメントを受ける事に同意した利用者に 24 時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行う
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月	利用者に関する情報やサービス提供についての会議を定期的 に開催。24 時間連絡体制を確保し、必要に応じた相談体制を 確保。運営基準減算、特定事業所集中減算の適用を受けてい ない。介護支援専門員 1 名当たりの利用者数が 45 名未満。主 任介護支援専門員を配置し、ならびに常勤専従の介護支援専 門員を 3 名以上配置。計画的に研修を実施している。包括か ら困難な事例紹介を受けた場合においても居宅介護支援を提 供している。

(3) 利用料減算

事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に提供する場合は所定の単位数の 95%に減算となります。

(4) 交通費

前項 2 の(1)の通常の事業実施地域以外の地域に住まいの方で、サービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費をいただきます。通常の事業の実施地域を超えた地点から路程 1 キロメートルあたり 50 円を実費としていただきます。

(5) 利用料金の支払い方法

料金、費用は 1 ヶ月ごとに計算し請求しますので現金にてお支払い下さい。

6. 契約の終了

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問、居宅サービス計画作成等のサービス提供を終了希望される場合は、速やかに事業者まで連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに連絡ください。
- (3) 利用者は、7 日以上予告期間をもって、契約を解約することができます。
- (4) 契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

7. 守秘義務

従事者が知り得た利用者及びその家族の個人情報、正当な理由無く第三者に漏らしません。

又個人情報の使用提供はサービス担当者会議、サービス事業者及び医療機関、地域包括支援センター等の連絡調整において必要な場合とし、予め同意書で確認をとります。この守秘義務は、従事者退職後及び契約終了後も同様です

8. 事故発生時の対応方法

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス内容に関する相談・苦情

苦情の受付

- (1) 事業所に対する苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。

「円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制、手順」により対応します。

サービス 相談窓口	TEL 0847-52-5575	FAX 0847-40-3047	担当： 中塚 真奈美
--------------	---------------------	---------------------	---------------

(2) 次にあげる機関に苦情を申し立てる事もできます。

機 関 名	電 話	F A X	住 所
広島県 国民健康保険団体連合会	082-554-0783	082-511-9126	広島市東白島町 19-49 国保会館
福山市 保健福祉局 長寿社会応援部 介護保険課	084-928-1166	084-928-1732	福山市東桜町 3-5
府中市福祉事務所介護保険係	0847-40-0222	0847-45-5522	府中市広谷町 919-1

本書は2通作成し、利用者もしくはその代理人と事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

居宅介護支援サービス提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 広島県福山市新市町新市 56 番地 1
 事業者名 てらおか居宅介護支援事業所
 管理者 中塚 真奈美 (印)

説明者

名前 (印)

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け理解しました。

利用者 住所 _____

名前 (印)

家族 住所 _____

名前 (印)